

医療機関での負担

医療機関での窓口負担割合は、医療費の1割、2割または3割です。

前年の所得等を基に判定された窓口負担割合（一部負担金の割合）が被保険者証や資格確認書に記載され、マイナポータルでも確認できます。

割合	所得区分
3割	現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（8ページ表参照） 同じ世帯内の被保険者に住民税課税所得（※1）が145万円以上の方がいる場合 ※住民税課税所得が145万円以上であっても、7ページ下部の★2～★4に該当するときは、3割負担とならず1割または2割負担になります。
	一般Ⅱ 3割負担に該当せず、同じ世帯内の被保険者に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいて、次の基準に該当する場合 同じ世帯の被保険者全員の「年金収入（※2）+その他の合計所得金額（※3）」の合計額が、 1）被保険者が1人の場合は200万円以上 2）被保険者が2人以上の場合は320万円以上
2割	一般Ⅰ 現役並み所得者、一般Ⅱ、住民税非課税世帯以外の場合
	住民税非課税世帯 区分Ⅱ 住民税非課税世帯（同じ世帯の全員が非課税）の場合（区分Ⅰの方を除く） 区分Ⅰ 1）住民税非課税世帯（同じ世帯の全員が非課税）であり、全員の所得が0円（※4）となる場合 2）老齢福祉年金を受給している方
1割	区分Ⅱ 住民税非課税世帯（同じ世帯の全員が非課税）の場合（区分Ⅰの方を除く） 区分Ⅰ 1）住民税非課税世帯（同じ世帯の全員が非課税）であり、全員の所得が0円（※4）となる場合 2）老齢福祉年金を受給している方

※1 「住民税課税所得」とは、年金所得や給与所得、営業所得、譲渡所得等の各種所得の合計額（総合課税所得のほか、分離課税所得も含まれます。）から所得控除額を差し引いた後の金額です。詳しくはお住まいの市町担当課にお問い合わせください。

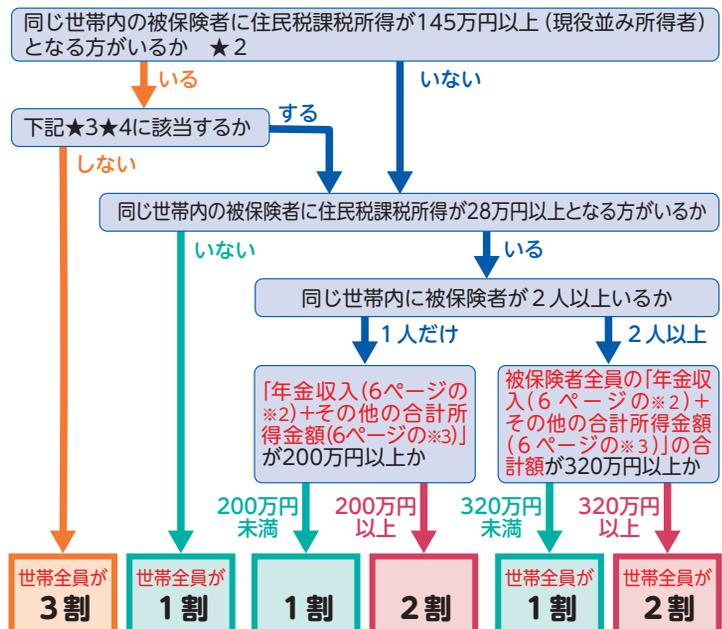
※2 「年金収入」とは、公的年金控除等を差し引く前の収入金額で、遺族年金や障害年金等の非課税年金は含みません。

※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額（給与所得のある方は給与所得の額から最大10万円を控除した額、長期（短期）譲渡所得は特別控除後の額）から公的年金等に係る雑所得を差し引いた後の金額です。

※4 公的年金はその控除額を80万円として計算した額、給与所得のある方は給与所得の額から最大10万円を控除した額として計算した金額で判定します。

窓口負担割合判定の流れ

下の図中の「被保険者」は、後期高齢者医療制度に加入している方を指します。



★1 令和5年12月31日現在で世帯主であった被保険者で、同日現在において同じ世帯に合計所得金額（給与所得のある方は給与所得の額から最大10万円を控除した額）が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合、住民税課税所得から次の金額を差し引きます。

- 年齢16歳未満の世帯員は 1人につき33万円
- 年齢16歳以上19歳未満の世帯員は 1人につき12万円

★2 住民税非課税世帯の方については、1割負担となります。

★3 同じ世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいて、かつ、その方を含む同じ世帯の全被保険者の「総所得金額等から基礎控除額の43万円を差し引いた金額」の合計額が210万円以下である場合は、3割負担とはなりません。

★4 収入金額（下記注）が次の条件を満たす場合は、3割負担とはなりません。ただし、適用には申請が必要な場合がありますので、詳しくはお住まいの市町担当課にお問い合わせください。

- 被保険者が1人の場合 ⇒ 383万円未満 または 383万円以上であるが、同じ世帯に70～74歳の方がいて、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満
- 被保険者が2人以上の場合 ⇒ 被保険者全員の収入合計額が520万円未満

（注）「収入金額」とは、所得税法上の収入金額（一括して受け取る退職所得に係る収入金額は除く）であり、必要経費や公的年金控除等を差し引く前の金額です（所得金額ではありません）。